



厚生労働省

福岡労働局 News

平成28年9月
発行 No. 9

福岡労働局のホームページはこちら <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

編集：福岡労働局企画課（092-411-4763）

1 シニア・ハローワーク戸畑が開所しました！



平成28年7月25日（月）シニア・ハローワーク戸畑設置に係る北九州市との共同記者会見を実施

北九州市の提案による国家戦略特別区域計画が平成28年4月に内閣総理大臣の認定を受けたことにより、平成28年8月29日に、全国で初めて「シニア・ハローワーク戸畑」をウェルとばた8階（北九州市戸畑区）に開所しました。

この「シニア・ハローワーク戸畑」は、概ね50歳以上の中高年層を対象に、中高年齢者の採用に積極的な企業の求人情報の提供、多様な就業ニーズなどに応じた情報の提供、各種ガイダンスの実施など、北九州市のU I ターン事業などと連携しながら就職支援を行っています。

開所式では、内閣府から山本地方創生担当大臣や北橋北九州市長が出席される中、辻田局長が「北九州市が実施しているサービスとハローワークが実施しているサービスをワンストップで提供することにより、中高年齢層の就職支援を重点的に行います。」との挨拶を行いました。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局職業安定部職業対策課 092-434-9807

2 福岡労働局長が安全パトロールを実施



平成28年7月4日（月）に実施した「福岡労働局長パトロール」の風景

福岡労働局長は、全国安全週間中（7月1日から7日まで）の7月4日に、福岡県内の各事業場における労働災害防止活動の定着と労働災害の一層の減少を目的として、福岡中央署、発注機関の国土交通省九州地方整備局及び建設業労働災害防止協会福岡県支部と連携して、「福岡第1法務総合庁舎（26）建築工事現場」（福岡市中央区）の安全パトロールを実施しました。

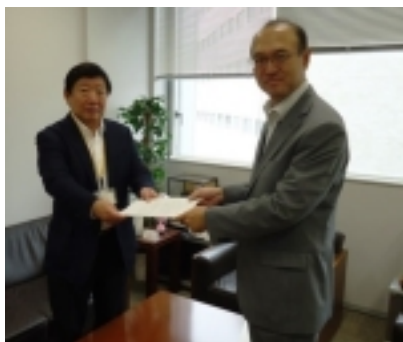
安全パトロールに当たって、辻田局長は「今年に入って福岡県内の建設業では、193人（5月末現在、前年同期4.9%増）が死傷し、既に4人の方が墜落事故で亡くなっている。墜落・転落災害防止対策、新規入場者や職長に対する安全衛生教育の徹底、そして夏季の作業における熱中症対策を徹底してほしい。」と要請しました。

安全パトロールでは、墜落防止措置や重機との接触防止のほか、あらゆる業種で転倒災害が増加していることから県内すべての事業場において、6月から取組を要請している「福岡転倒災害防止 総点検運動」の実施状況を点検・確認しました。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部 安全課 092-411-4865

3 プラスワン休暇・県内一斉ノー残業デーを要請しています！



平成 28 年 9 月 29 日 (木)
福岡県経営者協会に対する要請

労働力人口が減少する中、女性や高齢者が働きやすくまた意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、所定時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの「働き方改革」を推進することは、政府全体として非常に重要な課題となっています。

当局では、来年（度）の年次有給休暇の計画的付与を労使で話し合う時期の前である 10 月の「年次有給休暇取得促進期間」に、土日などに + 1（プラスワン）することで連続休暇を取得しやすくする取組や、11 月 16 日（例年 11 月第 3 水曜日）の「県内一斉ノー残業デー」への企業の取組参加について、労使団体等に対し周知要請を行っています。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局雇用環境・均等部指導課 092-411-4894

4 福岡県最低賃金が 1 時間 765 円に改定 10 月 1 日から発効!



平成 28 年 8 月 5 日 (金)、福岡県最低賃金改正決定について、阿部会長から辻田局長に対し答申された様子

平成 28 年 7 月 1 日、辻田局長から福岡県最低賃金審議会の阿部会長に対し、平成 28 年度の福岡県最低賃金の改正決定について諮問が行われました。

これを受けて当審議会において、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について」（福岡県は 22 円）などを参考として審議が行われ、8 月 5 日に阿部会長から辻田局長に対し、1 時間 765 円とする旨の答申がありました。その後、平成 28 年 8 月 23 日の異議審議を経て、1 時間 765 円とする旨の再答申があり、9 月の官報掲載による公示、10 月 1 日から発効の運びとなりました。

福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部賃金室 092-411-4578

5 妊娠・出産、育児等に関するハラスメント相談窓口を設置



平成 28 年 10 月 3 日 (月) 福岡県と共催で、改正育児・介護休業法等の説明会を北九州で開催。10 月中に、福岡、筑豊、筑後でも開催

厚生労働省では、9 月 1 日から 12 月 31 日まで、全国の労働局において「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施します。

具体的には、平成 28 年 1 月 1 日から施行される妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント防止措置をはじめとした改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の説明会実施のほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

当局においても、福岡労働局雇用環境・均等部指導課内に本相談窓口を設置し、労働局ホームページ等で周知しています。

なお、指導課においては、パワーハラスメント、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談も併せて受付けています。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局雇用環境・均等部指導課 092-411-4894